

看護小規模多機能型居宅介護

ケアコンプレックス將軍野

運 営 規 程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人正和会（以下「事業者」という）が設置運営する、「看護小規模多機能型居宅介護ケアコンプレックス將軍野（以下「事業所」と言う。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者（以下「利用者」と言います。）に対して適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(事業の目的)

第 2 条 利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話および療養上の世話または必要な診療の補助を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練および居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

(運営方針)

第 3 条 当事業所において提供する指定看護小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する介護保険法並びに関係する秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活の支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、秋田市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 看護小規模多機能型居宅介護 ケアコンプレックス將軍野
- (2) 所在地 秋田県秋田市土崎港東 2 丁目14-7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人（兼務）
 - ・ 事業所の従事者の管理及び業務の管理

- (2) 介護支援専門員 1人(兼務)
 - ・ 利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
 - ・ 法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
 - ・ 利用者様及びご家族の日常生活上の相談、助言
 - ・ 地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整
 - (3) 看護従業者 常勤換算方法で2.5人以上(1名以上は常勤の看護師)
 - ・ 利用者の衛生管理、健康管理
 - ・ 主治医の指示による訪問看護業務
 - ・ 看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成
 - (4) 介護従業者
 - 日中(通い) 常勤換算方法で利用者3人に対して1人以上
 - 日中(訪問) 常勤換算方法で2人以上
- また、宿泊に対して1人以上の夜勤従業者を配置し、夜間は常に看護師と連絡が取れる体制を確保する。
- その他自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保する。
- ・ 利用者の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務

(利用定員)

第6条 当事業所における登録定員は29人とする。

- (1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とする。
- (2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は9人とする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間
 - ①通いサービス(基本時間) 6時00分～21時00分
 - ②宿泊サービス(基本時間) 21時00分～6時00分
 - ③訪問サービス(基本時間) 24時間

尚、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとする。

また、上記の営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うことができることとする。

(提供するサービスの内容)

第8条 当事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 通いサービス
 - ①日常生活上の世話及び機能訓練
 - ②食事の提供
 - ③入浴介助
 - ④送迎

(2) 訪問サービス

〈介護サービス〉

利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な支援を行う。

〈看護サービス〉

主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限りに、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行う。

- ① 病状・障害の観察
- ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

* 通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話による見守り等の声かけを行う。

(3) 宿泊サービス

当事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を行う。

- ① 計画的な宿泊のサービスとなっていない場合であっても、緊急時は必要に応じて宿泊できる体制を取る。

(4) 生活に関する相談・助言

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(看護小規模多機能型居宅介護計画)

第9条 事業所のサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等を十分に把握し、介護支援専門員は個別に看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動の推進に努めることとする。

3 看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載する。

4 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、他の関係介護従業者との協議の上で援助目標を設定し、その達成のための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとする。

5 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、援助の目標及び内容について同意を得たものを交付する。なお、交付した看護小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存することとする。

6 利用者に対し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うこととする。

7 看護師は看護小規模多機能型居宅介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、看護小規模多機能型居宅介護計画および看護小規模多機能型居宅介護報告書に関し、定期的な主治医への提出を含めた必要な管理を行う。

8 看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うこととする。

(短期利用居宅介護)

- 第10条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が、当事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊施設等を利用し、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。
- 2 短期利用居宅介護は当事業所の登録者数が登録定員未満の場合に提供することができる。
- (算定式)
当事業所の宿泊室の数×(当事業所の登録定員－当事業所の登録者の数)÷当事業所の登録定員(少数点第1位以下四捨五入)
- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。
秋田市

(サービスの利用料金)

- 第12条 提供する当事業所の利用料金は、重要事項説明書のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。)ただし、次に掲げる項目について、別に定める利用料金の支払いを受けます。
- (1) 宿泊にかかる費用 重要事項説明書の通り
(2) 食事の提供にかかる費用 重要事項説明書の通り
(3) レクリエーションやクラブ活動にかかる費用の実費
(4) サービス提供に関する複写物の交付にかかる費用の実費
(5) 日常生活上必要となる諸費用の実費
(6) 日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる費用の実費
- 2 前6項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに利用者に説明することとする。
- 3 前6項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第13条 利用者はサービス利用の際には、介護保険被保険者証または医療保険証を提示すること。
- 2 利用者は事業所内の設備や器機は本来の用法に従って利用すること。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償することとする。
 - 3 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為は禁止する。

(サービスの評価について)

- 第14条 各事業所が、自ら提供するサービスを評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を目指します。またその結果については、利用者並びに市町村窓口等へ公表いたします。

(衛生管理等)

- 第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じることとする。
- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じることとする。又、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保ちます。
 - 3 事業所は空調設備等により適温を確保するよう努めます。
 - 4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を講じることとする。

(緊急時における対応方法)

- 第16条 サービス提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医及び家族に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

- 第17条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとする。

(非常災害対策)

- 第18条 非常災害に関しては、事業所で定めてある消防計画によるものとし、毎年定期的に、避難・救助・その他必要な訓練を行う。
- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行うこととする。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報守秘義務について)

- 第20条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

- 第21条 事業所は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることとする。
- 2 又、従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 定期的研修 随時

(身体拘束等について)

- 第22条 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行ないません。
- 2 緊急やむを得ない場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由等を記載し、その記録は5年間保存する。
 - 3 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、従業者に対する研修を定期的実施する。

(虐待防止について)

- 第23条 事業所は、利用者への虐待の防止のため次の措置を講じることとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、従業者に対する研修を定期的実施する。
 - (2) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(苦情処理)

- 第24条 事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
 - 3 事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め 又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
 - 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。
 - 5 事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号 の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
 - 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(運営推進会議)

- 第25条 当事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
 - 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域を管轄する地域包括支援センターの従業者、及び当事業についての知見を有する者等とする。
 - 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
 - 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

- 第26条 事業者は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。
- 2 事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。
 - (1) 看護小規模多機能型居宅介護計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - 3 居宅サービス計画、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録、主治の医師による指示の文書、看護小規模多機能型居宅介護報告書、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録などは、2年間保存することとする。

附 則 この運営規程は、2019年10月1日から施行する。

2023年2月14日 一部改訂する。

2024年4月1日 一部改訂する。